

中央保育園保護者の会
代表 荒巻敏章様

謹啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。皆様のご活躍に敬意を
表します。

先日いただきました、「福岡市長選立候補予定者の皆様に対するご質問」に対
し、下記の通りご回答致します。

よろしくお願い致します。

謹白

2014年10月11日

嶽村久美子

市民が主人公の福岡市をめざす市民の会
〒810-0064 福岡市中央区地行1-3-6 2F
TEL 092-733-0588 FAX 733-0589
Eメール fukuoka.shimin@gmail.com

ご質問に対する回答

1 番

- ・解消の必要がある

児童福祉法 24 条で「市町村は……児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」とあり、この定めにしたがって、入所できない子どもが 1 人もないように努力するのが市長の義務だと思います。

2 番

- ・天神周辺の地区に新たな保育園施設を整備する必要はまだある

天神地区は引き続き多くの未入所児童がいますから、保育園をふやしてほしいという声は切実です。

3 番

- ・知っていた

私は中央児童会館が出来た際に、4 階でスタートした「母子学級」の創立に関わりました。障がい児が全市から集まる保育の場が初めて出来ました。その際に、土地が提供され、寄附でできたことを伺いました。「子どものために」として財産区が土地を提供し中央児童会館や中央保育園が入りました。それなのに西鉄などのもうけづくりをさせるために、保育園を追い出すなど、この原点をふみにじるものであり、許されないと 생각합니다。

4 番

- ・中央児童会館に新たな保育園を合築するようにしたい

もともと中央児童会館には中央保育園が入っていてそこで建替える予定であったのに、西鉄のもうけを確保させるためににわかに関わり保育園を追い出したこと

が、中央保育園の保護者や保育士のみなさんに大きな不安と混乱を招く原因になりました。前述のとおり、天神周辺地区で引き続き新しい保育所が必要であり、保育所を新たにつくるべきだと思います。

5番

子どもの権利条約でも、第27条生活水準への権利が謳われており、身体的、心理的、精神的、道徳的および社会発達のために十分な生活水準への権利を認めるとあります。中央保育園のまわりはラブホテルなどの風俗営業施設がとりまいており、風営法の趣旨からいえば、本来こうした土地に立地することはできないはずです。他の政令指定都市ではこうした場所への保育所の立地を規制しており、このような子どもへの悪影響への規制が必要だと思います。

6番

中学3年までの医療費無料化、認可保育園をふやして入れない子どもをなくすこと、地域の子育て支援の役割をもつ公立保育園の充実をすること、市立幼稚園の廃園計画をやめることなどをすすめます。いちばん大事なことは、そうした子どもや市民のための施策を充実させる財源といますか、政治の大もとを切り替えることです。高島市長は破たんした人工島事業に年100億円もつぎこみ、さらに効果もわからない大型開発に税金をつぎ込もうとしています。私はこうしたムダな開発を優先させるやり方を切り替え、市民のために財政を使います。

追記

中央保育園移転問題に際し、皆さんご自身の仕事をしながら、署名活動や議員、福岡市などへの対応に奮闘されたことに敬意を表します。300人規模での運動会も何とか終えられたと伺いましたが、まだまだ子ども達や保育者が安心して園生活ができる環境ではないと伺っています。

今後とも、保育環境の充実のために意見交換を続けていきたいと思います。

嶽村久美子